

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ所沢小手指店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 建設において周辺自治会（鷺宮自治会・小手指一丁目自治会等）との十分な協議をするよう努めてください。（防犯・防災への協力、地域活動への協力など）

(2) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

(3) 店舗の設置にあたっては、環境法令を遵守するとともに、騒音や光害等により、周辺環境を悪化させないよう十分配慮してください。

(4) 商工会議所や地域事業者との連携事業への積極的な協力をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年五月十七日から平成二十八年六月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター